

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1320010	道州制北海道スタンダード歳入徴収金回収プロジェクト	・地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)において規定されている。		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分的手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。</p> <p>【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道料は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>	E	—	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)において、強制徴収又は裁判上の手続きのいずれかによるものとする旨が定められていることから、地方自治法を所管する総務省の回答をご確認下さい。		1003010	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
1320020	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策(天敵特区)	農林水産省・環境省 告示第一号(平成15年3月4日)(一)	天敵は使用場所と同一の都道府県内(離島の場合は当該離島内)において採取されたものであれば、農業取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第1号)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該離島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われぬよう指導している。		<p>農業取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってもらいたい。</p>	<p>高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの58%になっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農業登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農業登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカメムシの場合、10a当たり1000頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農薬では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位(農業要覧2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的事業になりうる。</p>	B-1	IV	天敵特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農薬として使用することを認めることとする。		1008010	(国)高知大学	高知県	農林水産省 環境省
1320030	自然公園法第2種特別地域での建築行為の緩和	自然公園法第9条、第13条 自然公園法施行令第1条及び 自然公園法施行規則第11条等	<p>自然公園法第13条に、国立公園の特別地域内において、「工作物の新築、増改築」、「土地の形状変更」など各種行為を禁止し、環境大臣の許可を得た場合のみ出来ることとしている。</p> <p>また、適用除外として、公園事業の執行として行う行為があるが、この場合は、同法第9条第3項の環境大臣の認可を要する。</p> <p>公園事業の場合は、「公園事業取扱要領(執行の認可又は同意の基準)」及び管理計画の「公園事業及び行為許可の取扱に関する事項」に基づき、保護・利用上の効果、保護・利用上に支障がないことなどの審査を要する。</p> <p>なお、分譲ホテルについては、施行規則第11条4項に法第13条第3項第1号等に依る場合の基準が定められており、一般の不特定多数の公園利用者の利用に供する宿舎事業には該当しない。</p>		<p>本事業計画地の一つである中島大串地区は国立公園の第2種特別地域にある。</p> <p>公園内宿舎事業でホテルユースする目的で出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設と、又福祉高齢者のライフサイクルでの受け皿となる高齢者専用賃貸住宅(診療室付)の建設が可能となる様に建築行為の緩和をお願いするものです。</p>	<p>今回応募提案する事業の内容は、これまでの松山市の観光推進政策に加え新しく広域合併された松山市・旧北条市・旧中島町の①松山五明地区・②北条大浦地区・③中島大串地区の3地域に、郊外型の地域観光・レクリエーション事業の振興と農漁村地域の集落での地産地消の受け皿であり、中心サービス施設となる(仮)観光・コンドミニアムホテル・サービスと老人福祉介護の特定高専賃貸住宅をライフ・サイクル・システムにのせて開発するものです。</p> <p>3地域を結ぶ周辺にある道後温泉・奥道後温泉を中心に権現温泉の再整備を行い「温泉のトライアングル」を創出し、海上では既設のルートに加え、堀江港・北条大浦港・中島長師港を結ぶ「海のトライアングル」として新しいネットワークを構成するものです。</p> <p>3地域の計画地内、中島大串地区のみ瀬戸内海国立公園の第2種特別地域にあり、建築行為の制限があります。</p> <p>計画地(第2種特別地域)の周辺には近接して普通地域も指定されているため、普通地域の許可基準に準じた建築制限への緩和と出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設事業等が可能となる様にお願いするものです。</p>	C	—	当該地は、瀬戸内海の多島海景観と一体となった良好な自然環境の保全の観点から第2種特別地域に指定されており、これらの保全の観点から規制の緩和は出来ないと考えている。		1017010	株式会社 技建サービス	愛媛県	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1320040	沖縄県における廃FRP材の再生 利用	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第9条の8、 及び第15条の4の2	再生利用認定制度により、環境大臣の認 定を受けた事業者は、廃棄物処理業の許 可及び廃棄物処理施設設置許可を許可 を有する必要がある。		廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の認 定対象に「FRP材に含まれる繊維をセメントの原 材料として使用する場合【一般廃棄物、産業廃 棄物】」を追加し、沖縄県内でFRP材の再生利用 は可能となる規制改革を要望	当工業会では、国土交通省及び環境省の御支援のもと、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用す ることにより、廃FRP船のリサイクルシステムを構築し、全国において廃FRP船由来のFRP材をセメント の原料としてリサイクル処理を行っている。個人所有（一般廃棄物）のFRP船については、処理責任を 有する地方自治体では廃棄処分できないため、当システムが唯一の全国的な処理ルートとして活用さ れているところである。 しかしながら、沖縄県では、県内にFRP材のリサイクル処理施設が存在しないため、解体したFRP材を 山口県まで輸送し、リサイクル処理する必要があることにより、輸送費等の負担が大幅に増加している。 このため、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度を活用し、沖縄県内の琉球セメント㈱でFRP材の リサイクル処理を実施することにより、沖縄地区のFRP船リサイクルの利用促進及び循環化社会形成 の推進を図ることとしたい。	D	III	御提案の廃FRP材については、既に平成15 年9月5日環境省告示第95号環境省関係構 造改革特別区域法第2条第3項に規定する 告示の特例に関する措置及びその適用を受 ける特定事業として、廃FRP船破砕物が、再 生利用認定制度の対象とされており、現行法 上、当該制度の利用が可能と考えられる。		1024010	(社)日本船舶 工業会	東京都	環境省
1320050	自然公園区域における風力発電 施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項 及び自然公園法施行規 則第11条第11項	風力発電施設については、従前は審査基 準がなく、基準がわかりにくいとの指摘を 受け、平成16年2月に、「国立・国定公園 内における風力発電施設のあり方に関す る基本的考え方」をとって審査基準に盛り 込むべき事項についてとりまとめを行い、 現在は自然公園法施行令第11条第11項 に「風力発電施設の新築、改築又は増 築」として審査基準の明確化を図ったとこ ろである。		国立公園内での風力発電施設設置について、 風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認 められる場合(山稜線に設置する場合を除く) は、自然公園法の風致景観に関する規制の適 用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することと地球温 暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度ま でに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進す る。	C	I	環境省では、「国立・国定公園における風力 発電施設の設置のあり方に関する基本的考 え方」及び自然公園法施行規則第11条第11 項において、審査基準の明確化を図ったとこ ろ。 「…基本的考え方」においては、財産権の尊 重や国土の開発その他の公益との調整に留 意しつつも、自然景観の保護と生物多様性の 保全を主に考えることを基本にしている。 国立・国定公園の自然景観の保護と地球温 暖化防止への取組の両立を図るためには、 明確化された審査基準に基づいて個々の案 件ごとに慎重に検討する必要がある。		1046090	兵庫県	兵庫県	環境省
1320060	グリーン電力証書が算定できるよ うに温暖化対策法の緩和	・地球温暖化対策の推進 に関する法律 第21条の2～第21条の 10 ・地球温暖化対策の推進 に関する法律施行令 第5条～第7条 ・温室効果ガス算定排出 量の報告等に関する命令 ・特定排出者の事業活動 に伴う温室効果ガスの排 出量の算定に関する省令	対象事業者は、事業活動に伴う温室効果 ガス排出量を算定し、報告することとされ ている。		温暖化対策法においては、温室効果ガスを一定 以上排出する事業者等に対して、温室効果ガ スの排出量を算定し、国に報告することが義務付 けられているが、その温室効果ガス排出量の算 定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とす る。	グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーから つくられる電力(グリーン電力)を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値(環境価値)とに 分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書や CSR報告書等に公表できるという制度である。 民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用 する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増加しているものの、その普及は19年度末現 在、グリーン電力全体の約1.7%にとどまっている。 松山市では、全国平均を大幅に上回る日照時間と少雨な気候特性を有利に活かすため、太陽光発電 システムの導入を促進しており、20年3月現在、住宅におけるその普及率は1.1%と中核市1位を誇る。 20年4月「松山サンシャインプロジェクト」を策定し、太陽エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業 創出」を目指している。 そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の 購入者の実質的なメリットとして、温暖化対策法において、国に報告が義務付けられている温室効果ガ ス排出量の算定に当たって、CO2を排出しないという価値であるグリーン電力証書の購入量に相当する 温室効果ガス排出量の控除を認めることとする。	C	III	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に おいては、全国一律のルールで排出量を 算定し、集計・公表する必要があることから、 特定地区に独自の算定方法を導入すること は困難である。		1060040	松山市	愛媛県	経済産業省 環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1320070	廃掃法で規定している産業廃棄物の内、事業所が排出する容器包装廃棄物の取扱いの緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条	廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を市町村とするか、排出事業者とするかを区分するものである。		現行の廃掃法で産業廃棄物とされている、事業者が排出するペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶類の容器包装廃棄物を、市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき分別されている場合に限り、一般廃棄物扱いとすることで、地域におけるリサイクルの促進と燃えるごみの減量化を促進する。 提案理由 ペットボトルに代表される容器包装廃棄物は、家庭で出せば一般廃棄物、事業所内で分別すれば産業廃棄物扱いになるということが一般の市民には理解しづらいこともあり、現状では事業所内で分別した容器包装廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者が施設に搬入することも少なくない。 また、自治体では、リサイクルの促進と燃えるごみの減量化対策として事業者に対し分別の徹底を呼びかけているが、分別すれば産業廃棄物扱いとなるため、紙くず等と一緒に事業系一般廃棄物の燃えるごみとして焼却施設に持込まれているも現状である。 さらに、事業者が分別して持込んだ容器包装廃棄物は容リ法の指定法人ルートでは処理できないことから、一般市民が排出したものと事業者が排出したものを施設の中で区別する事は困難であることから、全量を指定法人ルートに引き渡している現状もある。 現行法を厳しく遵守するのであれば、殆どの事業者が法令違反となり、取り締まる事は困難を極める。それよりも、むしろ現行法の規制を緩和し、事業者に対し分別の徹底を指導した方が、国の目指す循環型社会の構築に寄与できるものと考え。	現行の廃掃法で産業廃棄物とされている、事業者が排出するペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶類の容器包装廃棄物を、市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき分別されている場合に限り、一般廃棄物扱いとする。	C	I	産業廃棄物に違反の状態があるとすれば、是正されるべきである。 なお、廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を市町村とするか、排出事業者とするかを区分するものであって、ご提案のように再生利用するかどうかによって、処理責任を排出事業者とするか、市町村とするかを決定するものではない。また、不適正処理された場合の原状回復等の責任の所在も異なる。 さらに、廃棄物は地域を越えて移動するため、区域を限定して廃棄物の区分を変更する場合、区域外では一般廃棄物であったものが特定の区域外に入ってくると産業廃棄物となり、また逆に特定の区域内では産業廃棄物であったものが区域外に出ると一般廃棄物となる事態が生じる。その結果、廃棄物処理の責任が曖昧になり、不法投棄等の不適正処理が生じた際の対応が困難となるため、廃棄物の区分は全国一律とすることが必要不可欠である。		1064010	八代市	熊本県	環境省
1320080	PFI事業による一般廃棄物処理施設でもあわせ産廃処理を可能とする。(PFI事業あわせ産廃特区)	廃棄物処理法第7条6項、法第8条第1項、第11条第2項、第14条第6項、第15条第1項	PFI事業で整備・運営する一般廃棄物処理施設でも、所要の許可を取得すれば、あわせ産廃処理は可能である。		市町村が、単独又は共同して、PFI事業で整備・運営する一般廃棄物処理施設でも、直営施設と同様に、あわせ産廃処理を可能とすること。	当広域組合(1市2町で構成)では、直営による旧施設の老朽化に伴い、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(PFI事業—BOT方式)により整備した一般廃棄物処理施設(ごみ焼却場)を平成19年10月から運営開始した。 PFI事業は、国の推奨する事業手法であり、対象事業費の1/3は国からの交付金として組合予算を経由しSPCに交付されている。行政が直営する一般廃棄物処理施設においては、あわせ産廃の混焼処理(廃掃法第11条2項)の可否は、廃棄物の種別と焼却場の受入能力等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設を管理する市町村に任せられている。 これに対し、PFI事業で整備した施設でのあわせ産廃処理について、運営開始前に国、県に確認したところ、設置許可(廃掃法第8条)の段階から民間施設扱いとなっており、旧施設では可能であったあわせ産廃の混焼処理はできないとの回答があった。 当事業においては、行政手法として直営ではなく、PFI事業を採用し、運営に関し、定期・不定期にSPCをモニタリングしており、当組合の求める要求水準について評価・確認し、サービス対価をSPCに支払っていることから、当事業が直営事業と変わることはないと考え。 当圏域では、圏域内で発生する廃棄物の処理は、圏域内で安定的に処理したいと考えているが、下水道汚泥等を処理する場合、圏域内に受入可能な産廃処理施設がないため、圏域外(浜田圏域)及び県外(山口県)の民間施設に頼らざるを得ず、行政がコントロールできない事象が多々発生している。特区が認められれば、PFI事業により整備した施設を更に有効に活用し、廃棄物の圏域内処理が実現する。	D	I	廃棄物処理法第11条第2項の趣旨は、一般廃棄物の処理は市町村が、産業廃棄物の処理は事業者自らによる処理が原則であること、適正な産業廃棄物の処理が確保できない場合は、市町村が事務として産業廃棄物の処理を行うことができる旨を明らかにしたものであって、PFI施設をはじめとする民間施設においてあわせ産廃をなしえないとするものではない。したがって、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の許可を取得すればあわせ産廃処理は可能である(処分については廃掃法第7条6項、第14条第6項、施設設置については法第8条第1項、第15条第1項)。		1076010	益田地区広域市町村圏事務組合	鳥根県	環境省
1320090	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可要件(欠格要件)の見直し	廃棄物処理法第7条第5項第4号ハ、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イ、第15条の2第1項第4号	申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。		現行法では許可を受けることができない者の要件(欠格要件)が定められており、「刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」は欠格要件該当者となり、保有する一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可があった場合は全て許可取消し(義務的取消し)となる。 これらの許可について、形式的に欠格要件に該当することになった場合であっても、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされたい。	提案理由: 本提案は、悪質な産業廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、循環型社会の構築に向けた取組みを阻害しないよう提案を行うものである。 添付資料として仮設事例(私的な行為に關係して許可が取消される事例)を示すが、本来の産業廃棄物処理法の趣旨は、産業廃棄物業者を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことである。しかしながら、実際は想定外の事例(友人との酒席における口論の末、小突いてしまった等。)により許可が取消されているようなことも発生している。 罪刑法定主義の観点から、刑法に触れる罪は当然容認すべきではない。しかしながら、全ての者が産業廃棄物処理法で考える「悪質な業者」に該当するかといえは、必ずしもそうとはいえず、本来の趣旨に比較し、過大な行政処分であると思料する。 よって、産業廃棄物とは直接関係のない、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為が、産業廃棄物処理業に影響が及ぶことは行き過ぎた規制であるため、このままでは民間の行う産業廃棄物処理に致命的な影響を与え、ひいては地域経済に影響を与えようとするため、緩和を求めるものである。 なお、欠格要件該当性の判断は判決書を見なくてはならないが、行政処分庁の負担を増やさず、かつ、適正判断ができるように、裁判所による判定書を添付させる制度を求める。	C	I	産業廃棄物処理法においては、不法投棄の横行、最終処分場のひっ迫といった問題を踏まえ、産業廃棄物に対する国民の不信を解消し、産業廃棄物業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において産業廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化するにとした。 欠格要件については、平成19年3月に有識者による欠格要件の在り方検討会において報告書を取りまとめ、産業廃棄物処理業とは関係のない場合における違反行為、例えば、飲酒運転により禁固刑に処せられた場合や、けんかにより罰金刑に処せられた場合など、私的な行為の中で違反行為に至った場合までも欠格要件に該当させるのは行き過ぎであるとの指摘があるが、何をもちて業務関連性がなくとも線引きの判断は困難であり、また暴行罪や傷害罪による罰金刑を欠格要件としているのは暴力団排除が目的の一つであり、いまだ暴力団排除が十分に達成されていない段階でこの要件を緩和するのは妥当ではないとされた。		1082010	行政書士笹島総合事務所	東京都	法務省 環境省
1320100	産業廃棄物処理に係る事前協議等の見直し		産業廃棄物処理法においては、都道府県境を超える産業廃棄物の移動は制限されていない。		産業廃棄物処理法上、「産業廃棄物の許可」や「産業廃棄物処理施設の設置」、「県外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるという規定はない。しかしながら、地方公共団体の行政指導により、各許認可申請の際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。 いずれも必要であることは十二分に理解しているが、環境省は、資源循環型社会形成の阻害要因となり兼ねない地方公共団体の行政指導等について見直すよう、地方公共団体に対して連絡の徹底を図るべきである。 また、必要な枠組みは法制化し、条例との関係を明確化するなどして全体ルールの明確化を求める。	提案理由: 地方公共団体による事前協議制を簡略化し、必要な枠組みは法制化し、条例との関係を明確化するなどして全体ルールの明確化を求めるために本提案に及んだ。 事前協議が必要な場合は、許認可を受けるまでに非常に時間がかり、迅速な適正処理が困難となっている。また、産業廃棄物の県外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行ううにかかわらず、一律の行政指導を受けることが通例であり、このため広域処理が進みづらいという実態がある。 こうしたことから、産業廃棄物の排出事業者がリサイクルを希望しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で立てりましてしまう事例もあり、循環型社会形成を阻む要因となっている。 本提案により必要な手続きが法令等により明確化され、なおかつ簡略化、国内のリサイクル産業と地域環境の向上が図れることを望む。	D	I	産業廃棄物処理法においては、平成9年の法改正により、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる地域での紛争が多発している状況を踏まえ、申請書等の告示・縦覧、関係市町村等からの意見聴取、専門的知識を有する者からの意見聴取を許可審査として法定したほか、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続を整備し、必要な手続きについては法制化したところ。 これに伴い、各都道府県及び政令市に対しては、本趣旨を踏まえ、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用について、必要な見直しを行うことにより対応されたい旨周知できているところ。		1082020	行政書士笹島総合事務所	東京都	環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1320110	温室効果ガスの排出権取引制度 の導入	地球温暖化対策の推進 に関する法律 第1章第3条4項	左記法令には、以下のように規定されて いる。 「国は、前条第六項第三号及び第四号に 掲げる数量の取得、京都議定書第十七 条に規定する排出量取引への参加その 他の京都議定書第三条の規定に基づく 約束の履行のために必要な措置を講ずる ものとする。」		以下のような排出権取引制度を創設する。 1. 排出枠割当対象: (a)化石燃料ベースの割当対象は、化石燃料の 生産・輸入・販売全業者(=「川上」産業) (b)電力ベースの割当対象は、それ以外の企業 (=「川下」産業) (c)電力会社には化石燃料ベースで排出権割当 を行う (d)電力会社は電力供給の制限はない。 2. 割当方法 (a)川上=全量有償割当 (b)川下=全量無償割当から、徐々に全量有償 割当へ移行 3. 排出量のモニタリング・算定・報告方法=既 存の輸入・電力供給手続きを利用可能 4. 電力会社の排出制限の種類を変えることで、 他のガスにも採用可能	現行制度「経団連による自主行動計画」では、削減義務の有無などで国際スキームへのリンケージがなく、カバレッジも低い問題だ。当該問題は地球規模のアジェンダであるため将来的な世界的ルール統一は自明なので、ICAPなどの作成過程への不参加はルール参加者としての日本の国益上甚大な損失であり、一刻も早い制度導入が望まれる。 加えて、削減インセンティブも問題だ。排出枠割当は削減義務が生じる反面、超過削減には排出枠売却の権利も生じる。これは温室効果ガス削減に対する経済的インセンティブ(「削減インセンティブ」)になる。数値目標だけの現行制度は超過削減インセンティブがなく、企業にとってデメリットのみの排出枠設定自体へ不満も生じる。また、日本はアジアという途上国群と経済的関係性が深いため、削減をビジネスチャンスへ変える枠組みは必要だ。なぜなら、現状では全世界への最適技術導入を仮定しても排出量半減は不可能なので、技術イノベーションが必須となるが、それには「技術が金になる枠組み」が必要だからだ。 新制度導入に際する最大の論点は割当対象だが、本案は川上・川下両方式の重要点を網羅。生産・輸入・販売時点での規制のため排出量に対する割当枠のカバレッジが高く、現行手続を利用するため監視コストも低く、主な削減主体である一般企業へも割当ため削減インセンティブも働く。制度の目的達成(削減インセンティブ)、目標達成(カバレッジ)、運営(監視コスト)を全て網羅している点で最適な制度であるため、早期に導入すべきだ。	C	-	国内排出量取引制度については、福田総理が平成20年6月9日に発表した『『低炭素社会・日本』をめざして』において、「今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、すなわち実験を開始する」とされたことを受け、「試行的実施」につき、内閣官房に経済産業省、環境省等関係省庁からなる検討チームを設置し、京都議定書目標達成計画や、同計画に位置付けられている自主行動計画との整合性を図りつつ、既存の制度や企 業に導入する場合には、制度設計を進めていく。試行的実施での経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしてい		1084080	個人	東京都	経済産業省 環境省